

発議案第6号

教職員定数の改善を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月2日

八千代市議会議長 西村幸吉様

提出者	八千代市議会議員	伊原忠
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	堀口明子
	同	三田登

提案理由

国に対し、教職員定数の改善を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

教職員定数の改善を求める意見書

今、教職員の多過ぎる業務量の削減が大きな課題になっている。文部科学省が発表した2016年度の「教員勤務実態調査」では、小学校教諭の3割以上、中学校教諭の6割近くが「過労死ライン」の残業時間とされる月80時間を超えていた。授業時間や関連業務、クラブ活動などが増加しているのに、必要な教職員は増えず、35人学級も一向に進展しないのが原因と言われている。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたもとで、厳しい財政状況にある本市としても、教育内容の充実と教職員の業務量削減へ努力を続けているところである。

しかし、日本は、経済協力開発機構（OECD）に加盟する34か国の中で、学校などの教育機関に対する公的支出は、2014年の国内総生産（GDP）比で3.2%しかなく最下位である。さらに、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が、OECD諸国と比べ多くなっているのが実態である。

安定的に教職員を配置し、子供たちへのきめ細かな対応や質の高い教育のための環境を整備するには、国における、国庫負担に裏づけられた新たな教職員定数改善計画の策定が不可欠である。

教育は未来への投資である。教育予算を計画的に増額し、公的支出を国際水準にまで引き上げて、日本の全ての子供たちに行き届いた教育を保障するとともに、教職員の命と健康を守ることは国の重要な責任である。

よって、本市議会は国に対し、教職員定数の改善を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文 部 科 学 大 臣 様